

3 基本協定書(素案)に関する質問及び回答

質問番号	頁	条 項	内容	回答案
1	1	第3条2項	閉鎖会社とありますが、「発行する全部の株式が譲渡制限株式である株式会社」と同義であると理解してよろしいでしょうか。	会社法において、発行するすべての種類の株式について譲渡制限を設けた会社として、「非公開会社」と同義であり、ご理解のとおりです。
2	2	第6条第5項	本事業の入札行為に関し、乙の責に帰すべき事由による事業契約が締結されなかった場合とありますが、例えば建設企業が本件以外の工事で事故を発生させ、それが基となった京都市の指名停止措置によるケースは適用されるのでしょうか。	ご指摘の事例については、第6条第5項の適用外であるのご理解いただいて結構です。
3	2	第6条第5項	事業者の帰責事由により事業契約が締結されなかった場合の違約金を「落札価格の100分の5」と設定されていますが、他PFI案件と比べても高額であるように思います。当該金額の根拠があればご教示下さい。高額の違約金設定は、広く入札参加者を募る際の障害になってしまうのではと懸念いたしますが、いかがでしょうか？貴市のお考えをご教示いただきたく存じます。	ご指摘の事項については十分理解しておりますが、適正に入札を行うことにより回避できることと認識しており、また、京都市契約事務規則により「落札価格の100分の5」と規定されていることからご希望には添えかねます。 なお、質問2についてもご参照下さい。
4	2	第6条第5項	乙または事業予定者間の責めに帰すべき事由とは、基本協定締結後、乙の構成企業のいずれかが京都市から指名停止処分を受け、それを理由に議会承認を得られなかった場合もこれに該当しますか。	質問2をご参照下さい。
5	3	第8条	第6条第5項において、事業予定者の帰責により事業契約が締結されない場合、市は違約金を請求できる規定があるのに対して、本条において事業予定者は債権債務関係の生じないこととされているのは極めて片務的な内容であると考えます。市の帰責により事業契約が締結されない場合には、事業予定者が市に対して弁護士費用、SPC設立経費等合理的な費用の請求を行えるよう修正していただけないでしょうか。	本事業の入札行為に係る事項について記載しており、適正な入札により回避できますので、ご要望には応じかねます。
6	3	第9条	秘密保持契約の締結期間は事業期間終了まで、という理解でよろしいのでしょうか。	秘密保持については、契約終了後も引き継がれます。 なお、双方の同意を得た場合にはその限りではありません。